
平成27年 第3回(定例)吉賀町議会会議録(第5日)

平成27年10月9日(金曜日)

議事日程(第5号)

平成27年10月9日 午前9時08分開議

- 日程第1 認定第1号 平成26年度吉賀町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第2 認定第2号 平成26年度吉賀町小水力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第3 認定第3号 平成26年度吉賀町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第4 認定第4号 平成26年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 認定第5号 平成26年度吉賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 認定第6号 平成26年度吉賀町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 認定第7号 平成26年度吉賀町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 認定第8号 平成26年度吉賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 報告第5号 議会委任による専決処分の報告について
- 日程第10 議案第96号 請負契約の変更について
- 日程第11 議案第97号 吉賀町民運動広場施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第98号 吉賀町真田グラウンド施設条例の制定について
- 日程第13 議案第99号 平成27年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第14 議案第100号 平成27年度吉賀町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第15 常任委員会委員の選任について
- 日程第16 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第17 議会選出の益田地区広域市町村圏事務組合の議会の議員の選挙について
- 日程第18 議会選出の鹿足郡事務組合の議会の議員の選挙について
- 日程第19 議会選出の鹿足郡養護老人ホーム組合の議会の議員の選挙について
- 日程第20 議会選出の鹿足郡不燃物処理組合の議会の議員の選挙について
- 日程第21 吉賀町議会広報特別委員会の設置について
- 日程第22 議長の常任委員会委員の辞任の件について

日程第23 吉賀町議会広報特別委員会の閉会中の継続調査について

日程第24 議員派遣の件について

追加日程第1 同意第2号 教育委員会委員の任命同意について

追加日程第2 同意第3号 教育長の任命同意について

本日の会議に付した事件

日程第1 認定第1号 平成26年度吉賀町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第2 認定第2号 平成26年度吉賀町小水力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第3 認定第3号 平成26年度吉賀町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第4 認定第4号 平成26年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第5 認定第5号 平成26年度吉賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第6 認定第6号 平成26年度吉賀町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第7 認定第7号 平成26年度吉賀町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第8 認定第8号 平成26年度吉賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第9 報告第5号 議会委任による専決処分の報告について

日程第10 議案第96号 請負契約の変更について

日程第11 議案第97号 吉賀町民運動広場施設条例の一部を改正する条例について

日程第12 議案第98号 吉賀町真田グラウンド施設条例の制定について

日程第13 議案第99号 平成27年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

日程第14 議案第100号 平成27年度吉賀町一般会計補正予算（第3号）

日程第15 常任委員会委員の選任について

日程第16 議会運営委員会委員の選任について

日程第17 議会選出の益田地区広域市町村圏事務組合の議会の議員の選挙について

日程第18 議会選出の鹿足郡事務組合の議会の議員の選挙について

日程第19 議会選出の鹿足郡養護老人ホーム組合の議会の議員の選挙について

日程第20 議会選出の鹿足郡不燃物処理組合の議会の議員の選挙について

日程第21 吉賀町議会広報特別委員会の設置について

日程第22 議長の常任委員会委員の辞任の件について

日程第23 吉賀町議会広報特別委員会の閉会中の継続調査について

日程第24 議員派遣の件について

追加日程第1 同意第2号 教育委員会委員の任命同意について

追加日程第2 同意第3号 教育長の任命同意について

出席議員（11名）

1番 桑原 三平君	2番 大多和安一君
3番 三浦 浩明君	4番 桜下 善博君
5番 中田 元君	7番 河村 隆行君
8番 藤升 正夫君	9番 河村由美子君
10番 庭田 英明君	11番 潮 久信君
12番 安永 友行君	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 水落 裕之君

説明のため出席した者の職氏名

町長	中谷 勝君	副町長	岩本 一巳君
教育長	石井 澄男君	教育次長	坂田 浩明君
総務課長	赤松 寿志君	企画課長	深川 仁志君
税務住民課長	齋藤 明久君	保健福祉課長	宮本 泰宏君
産業課長	山本 秀夫君	建設水道課長	光長 勉君
柿木地域振興室長	三浦 憲司君	出納室長	青木 一富君

午前9時08分開議

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまの出席議員数は10人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1. 認定第1号

日程第2. 認定第2号

日程第3. 認定第3号

日程第4. 認定第4号

日程第5. 認定第5号

日程第6. 認定第6号

日程第7. 認定第7号

日程第8. 認定第8号

○議長（安永 友行君） 日程第1、認定第1号平成26年度吉賀町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第8、認定第8号平成26年度吉賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでを一括議題とします。

なお、討論、採決については各認定議案ごとに行いますので、そのようによろしくお願ひします。

それでは、ここで決算審査特別委員会の報告を求めます。大多和決算審査特別委員長。

○決算審査特別委員長（大多和安一君） おはようございます。それでは、決算審査特別委員会の審査報告書、文書で出しておりますので読んで報告させていただきます。

平成27年10月9日、吉賀町議会議長安永友行様。決算審査特別委員会委員長大多和安一。平成26年度決算審査特別委員会審査報告書。平成26年度吉賀町各会計歳入歳出決算審査について、平成27年9月25日から10月1日までの間において、決算審査特別委員会を開催し、審査しました。その結果を、会議規則第77条の規定に基づく下記のとおり報告します。

記。

審査案件。1、平成26年度一般会計歳入歳出決算認定について、2、平成26年度小水力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について、3、平成26年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、4、平成26年度後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、5、平成26年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、6、平成26年度簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、7、平成26年度下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、8、平成26年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、審査日、平成27年9月25日金曜日、平成27年9月29日（火）、平成27年9月30日（水）、平成27年10月1日（木）。

1枚めくってください。審査意見。共通1、町民憲章と町歌の普及に努めること。2、町税、使用料等徴収については努力が成果として表れているものもあり評価できる。今後も歳入の確保

と公正公平の観点から全庁挙げて取り組まれない。3、決算認定制度は歳入歳出予算執行の結果に対し、予算効果と行政効果を客観的に判断し、今後の改善や反省事項の把握と活用にあると言える。したがって、会計管理者、町長、監査委員、議会の4者は早期調整、早期審査、早期認定が望ましい。4、職員の労働環境に関し、有給休暇が取得しにくい環境と推察される。職員の健康管理面からも改善が望ましい。

総務課、1、平成28年度からの地方交付税合併算定替による減額を見据え、引き続き財政健全化に取り組むこと。2、人材育成のため、職員研修を充実させること。3、社会福祉士等修学資金の収納対策を強化すること。

企画課、1、町の政策、企画、イベント、観光などの情報を速やかに町内外へ発信するためインターネットやメディアの活用方法を工夫し、積極的に町の認知度を上げる努力を求める。ホームページも適時更新すること。

税務住民課、1、地籍調査事業については、抜本的な対策を図り、早期完了が望まれる。2、斎場については、利用者のニーズに対応するよう、施設整備、改修が望まれる。

保健福祉課、1、地域支援事業を充実させること。2、出生率を上げるためには雇用の確保など若者定住対策が不可欠であり、各関係課と連携を図りながら取り組む必要がある。

産業課、1、各種補助金や助成制度については、町民への認知度が低い施策もある。全ての補助金制度等について、周知徹底の工夫が求められる。

1枚めくってください。建設水道課、1、工事業務等の設計変更に関して、当初の契約から変更等が生じる場合において当初の契約額が倍増するようなケースが見受けられる。金額的にみると別途発注もできるのではないかとも思慮される。不正・腐敗防止の観点からも当初契約から増額される場合、ある一定の割合を超える場合は入札指名審査会等に理由を付して諮り、承認後変更入札等実施するような体制に改善されたい。

教育委員会、1、吉賀高校存続についてはいろいろな取り組みがなされているが、専門部署も設置して対応をすることが望まれる。2、給食費は当該年度は半額補助であるが、受益者負担の観点等から事業効果を検証することは必要である。

柿木地域振興室、1、エコビレッジ構想推進のため、拠点施設として地域間交流拠点施設が活用されており、指定管理委託となっているが、これらの施設の存在、事業の構想等に関し、まだまだ町民への理解が深まっていない。町民への更なる周知と利用拡大に努力されたい。

以上、本委員会に付託された案件を審査した結果、上記の意見を付して全案件を原案のとおり認定することに決定しました。

なお、指摘事項に対しては、改善状況や執行事例及び次年度予算にどのように反映され改善したのか報告されるよう要請します。

以上です。

○議長（安永 友行君） 以上で決算審査特別委員長の報告が終わりました。

日程第1、認定第1号平成26年度吉賀町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第8、認定第8号平成26年度吉賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの質疑を許します。質疑は議案番号を示してお願いします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） ないようですので、これで質疑は終わります。

日程第1、認定第1号平成26年度吉賀町一般会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第1、認定第1号平成26年度吉賀町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は委員長の報告のとおり認定することに決定をしました。

日程第2、認定第2号平成26年度吉賀町小水力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。反対討論はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第2、認定第2号平成26年度吉賀町小水力発電事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は委員長の報告のとおり認定することに決定をしました。

日程第3、認定第3号平成26年度吉賀町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定につい

ての討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで討論は終わります。

日程第3、認定第3号平成26年度吉賀町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は委員長の報告のとおり認定することに決定をしました。

日程第4、認定第4号平成26年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第4、認定第4号平成26年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第5、認定第5号平成26年度吉賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第5、認定第5号平成26年度吉賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は委員長の報告のとおり認定することに決定をしました。

日程第6、認定第6号平成26年度吉賀町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第6、認定第6号平成26年度吉賀町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は委員長の報告のとおり認定することに決定をしました。

引き続き、日程第7、認定第7号平成26年度吉賀町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第7、認定第7号平成26年度吉賀町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は委員長の報告のとおり認定することに決定をしました。

日程第8、認定第8号平成26年度吉賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第8、認定第8号平成26年度吉賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は委員長の報告のとおり認定することに決定をしました。

日程第9. 報告第5号

○議長（安永 友行君） それでは、日程第9、報告第5号議会委任による専決処分についての報告を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） おはようございます。最終日となりました。よろしく願いいたしたいと思えます。

報告第5号でございます。議会委任による専決処分の報告について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。平成27年10月9日提出、吉賀町長中谷勝。

1ページお開きください。専決処分書。損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決する。平成27年9月11日、吉賀町長中谷勝。記。

損害賠償の額を定めることについて。

1、損害賠償の額、2万4,840円。2、損害賠償の相手方、吉賀町内在住個人。3、事故の概要、平成27年8月25日、午前11時ごろ、台風15号の強風により、旧備中屋百貨店でございます、備中屋建物の壁からアルミ製のふち止めが外れ、隣接している民家の屋根に落下し、屋根瓦を破損させたというものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 提案者の報告が終わりました。日程第9、報告第5号議会委任による専決処分について、質疑を許します。質疑はありますか。2番、大多和議員。

○議員（2番 大多和安一君） 備中屋の建物ということですが、備中屋の建物は解体することが決まって、予算も取っておるのですが、なぜいまだに解体されていないのかお伺いします。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 予算化させていただいておまして、発注をしなきゃならないということで、入札は実施したんですけれども、今2回やったわけでございますけれども、1回目は応札者が

いらっしゃらなかった。これにつきましては、要件を一部5階がございますので5階建ての解体の経験のあるものということでございましたが、応札者がなかったということで、その要件を4階までということで2回目の入札を行いました。2社ありましたが、調査基準価格を下回っておりまして、調査した結果、失格ということになっておりますので、次、3回目を行うということになっております。

なかなか発注できないということで、大変申しわけなく思っておりますけれども、そうした被害がなくするためにも、1日でも早く解体すべきであろうというようには思っておるところでございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 旧備中屋とありますが、今現在、七日市のほうも確か店は閉めております。ここの場所的には旧備中屋ということで、六日市というところ入っていないんですけど、何かでいくとどちらかというところが疑問になるところがあるのですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 七日市については、町が所有しておりませんので被害があっても町が保障することはございませんけれど、この役場の前の旧備中屋百貨店と言われて、4階建て、一部5階建て、これにつきましては危険性がありますので、町のほうへ物納という形で町の所有になっておりますので、これから発生するいわゆる事故等につきましては町の責任があるということから、今回議決を求めるといことですので、明らかに七日市とは別ということでございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。——ないようですので、質疑なしと認め、本案は報告をもって終了とします。

日程第10、議案第96号

○議長（安永 友行君） 日程第10、議案第96号請負契約の変更についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、議案第96号でございます。

請負契約の変更について。下記工事について請負契約の変更契約を締結するため、吉賀町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（平成17年吉賀町条例第49号）第2条の規定により、議会の議決を求め。平成27年10月9日提出、吉賀町長中谷勝。

記。1、契約の目的、平成27年度真田グラウンド人工芝生化新設工事。2、契約の方法、一般競争入札における文書契約、当初。3、契約金額、変更後1億6,134万1,200円税込み

でございます。変更前が1億5,530万4,000円税込みでございます。603万7,200円の増額、これも税込みでございますけれど、増額いたしたいということでございます。4、工期、吉賀町議会の議決のあった日の翌日から平成27年10月31日まで。5、契約の相手方、島根県鹿足郡吉賀町朝倉870番地、有限会社宗正建設代表取締役宗正仁でございます。

よろしく申し上げます。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。石井教育長。

○教育長（石井 澄男君） それでは、議案第96号請負契約の変更についての詳細の説明をいたします。本日お配りをしたA3の図面がございます。そちらを見ながらお聞きをいただきたいと思っております。

まず変更の理由でございます。これにつきましては、人工芝舗装工における上層路盤の材料の変更でございます。当初設計で路盤材料を再生砕石RC40としていたものを切込砕石C40に変更するというものでございます。したがって、舗装の面積あるいは舗装の構成、そういったものに変更があるものではございません。

そちらに図面ございますが、右上のほうにAというのは面積です。面積が8,214平米、変更ございません。Tというのは厚さです。15センチ、これも変更ございません。これを掛けますとこの砕石の体積が1,232立米になります。これも変更ございません。ということで説明を終わりたいと思っております。

よろしくお願ひいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。これより質疑を許します。質疑はありませんか。2番、大多和議員。

○議員（2番 大多和安一君） 一点は、RC40からC40へ変えた理由。それからもう一点は、603万7,200円の増額と、これ税込みと思われるんですが、これの変更増に対する積算価格はいくらで、入札率を掛けてこうなったのかを知りたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 石井教育長。

○教育長（石井 澄男君） お答えをいたします。まず、RC40からC40へのいうところでございます。まず1つには再生砕石を使用する根拠でございますけれども、その根拠は島根県建設副産物処理要領というものがございます。これは平成16年4月に島根県の総務部、農林水産部、土木部が設定したものでございます。一部改正が19年に行われています。これのもとになるものは、今のいわゆる建設リサイクル法というものが制定されました。そしてまた、グリーン購入法というものが制定されました。これによって今の建設資材の再生化を図って使えるものは材料として使っていこうというのが考え方です。それを島根県的にまとめたものが、先ほど言いました島根県建設副産物処理要領。

そこの中に発注者としての責務と役割という項目がございまして、再利用をできるだけ努めるといふことがあります。したがって、RC40については使いなさいというのが、これが指導でございまして。ただし、これもその要領にあるのですけども、ただし使えない場合はいいですよといふのがあるのです。それはどういうことかと言いますと、確保ができない場合の取り扱いという意味ですけども、まず、RC40を設計書に盛り込みなさいというちょっと言い忘れましたが、工事をするところの半径40キロの範囲でその再資源化施設がある場合には設計に計上しなさい、いふのがあります。それで、確保ができない、あるいは使わない場合の取り扱いも書かれてありまして、その40キロの中に再生資材がない、要するに在庫がないであるとかいふような場合には、不在、在庫がないという証明書をつけて、そしてもちろん業者、請負業者、それから設計者、監督員が協議の後、変更設計を行うことができるという項目が実はあります。

それから、もう一つは全ての工事においては契約書というのを結びますけれども、その契約書の契約約款に、これは第13条です。第13条に工事材料の品質及び検査等という項目がございまして、そこには全ての工事材料については、当該検査に検査したものを使用しなければならない、いふことがありましてその場合に合致しないものについては使用できないといふことがあります。そういったことを今回も全ての材料について検査をいたしました。ということで、このRC40につきましては、現地で納入をし、そして3者が協議をした結果、やはりこれは上層路盤の材料には不適であるという判断をしたといふことでございまして。

それから、2点目の根拠といふことでございまして、先ほど言いましたけれども、碎石の体積、立米には変更ございませぬ。1,232立米いふふうに申し上げました。RC40については、2,700円が設計単価です。で、切込碎石、通常のC40です、これの設計単価は5,900円です。これの差、3,200円ですか、3,200円に1,232立米、そして諸経費がございまして。これがおおむね54%程度、それから消費税8%いふものを単純に掛け算しますと、650万円ぐらいになると思ひます。先ほどあつた入札率もありますけれども、主な変更要因がここにあるといふことでございまして。

○議員（2番 大多和安一君） 落札率を乗じたのかどうなのか。

○議長（安永 友行君） 2番、大多和議員、もう一遍。

○議員（2番 大多和安一君） 今の説明で変わったことはわかりますが、落札率を乗じたかどうかといふのがちょっと判明しなかつたんで、そのあたりをもう一度正確にお願いします。

○議長（安永 友行君） 石井教育長。

○教育長（石井 澄男君） お答えいたします。もちろん、入札率、落札率は乗じたものでございまして。

○議長（安永 友行君） 4番、桜下議員。

○議員（4番 桜下 善博君） この変更せざるという判断をされた時期はいつでしょうか。なぜかと言いますと、先日の決算特別委員会のヒアリングで次長は委員の質問に対しまして、工期の遅れはありませんと、そして11月3日のオープニングセレモニーも計画しておりますということで、順調に工事が進んでおりますということを弁明されました。しかしながら、私もそれを信じておりましたが、きょうこの追加事案で600万円という増額が出ております。この時期について、もちろん議会の承認がなくして発注はないと思うんですが、この判断をされた時期はいつでしょうか、お聞きします。

○議長（安永 友行君） 石井教育長。

○教育長（石井 澄男君） お答えいたします。先ほど、御説明を承りました。RC40の設計書への計上の責務というところでお話ししました。当然、落札をして契約をした業者は起工測量といって設計書に計上されている数量について全てチェックをかけます、現地と一致するかどうかのチェックをかけます。そうしないと業者のほうで最終的に泣くって言うのはなんですけれど、損をするという、そういうこともありますので、もちろん業者はします。そういう起工測量を精査をかけた後でございます。

先ほどの質問に答えます。この件に関しましては、6月1日に工事打ち合わせ簿、要するに工事の協議を行っております。そういう行ったときには工事打ち合わせ簿という書式で、全て書類で残ります。それが6月1日、協議を御願いますという格好で請負業者から発注者側に出ます。その後に協議をして最終的に三者で決定をしたのが6月12日というふうに書面的にはなっています。その間、先ほど言いましたが材料を現地に実際に納入して、そしてその材料について直接見てそして判断したということです。

先ほどの工事の遅れの話がございました。現在、進捗率は90%でございます。したがって、この次の工期には必ず竣工いたします。そして、11月3日以降の行事といいますか、イベントといいますか、これについても何ら支障はないというふうに思います。

それと、やはりこういうような変更を書面で、打ち合わせ簿でありますとか、あるいは協議結果についての書面で交わす、これ監督員の1つの権限でもあります。監督員にまかされた権限でもあります、軽易な変更について。それで、そういう書面を交わしながら工事を進めていくと、その都度その都度、契約変更をやるというようなことは簡略化されておりますので、したがって工事のほうはそれで動きますので、工事の遅れについてはないということでございます。

○議長（安永 友行君） 4番、桜下議員。

○議員（4番 桜下 善博君） 今の説明で6月の12日には最終的に決まっていたということですが、この9月議会は9月の11日に初日を迎えておりますが、なぜこういうことを言うかと言いますと、去年の小水力発電所の件でも金額は小さい金額ではありますが、契約の変更は

4件か5件あったと思います。そのときも議会より事後報告でなくてできるだけ近い議会、あるいはわかった時点で議会に報告をして議会の承認を受けるべきではないか、あるいは説明をするべきではないかという厳しい小水力発電のときの意見が出ました。

にもかかわらず、また今回も最終日にこうやって603万円という高額な増額が今最終日に出るということは、同じことがまたも繰り返されていると私は思っております。なぜもっと6月の12日に最終的な判断をしたのであれば、9月議会がわかっておりますので、もっと早く議会に提出して、あるいはその間全員協議会とかいろいろ、るるありましたが、やはりもっと議会に早く報告をすべきではないかと思えます。

と言いますのが、あと工期が3週間ありますが、もし仮にこの議会で否決をされた場合はどうなるでしょうか。今、遅れはないと言われましたし、11月3日のオープニングセレモニーも決まっております。やはりそれを考えますと、もっと早く議会に報告なり、また説明をするべきでなかったかと思えます。

こういうことが何度も、私は2年という短い議員であります、今までも何度も繰り返されていることでもありますので、こういうことが2度とないように、なぜ議会に報告が遅れたということにつきましての、教育長の説明を求めます。

○議長（安永 友行君） 石井教育長。

○教育長（石井 澄男君） お答えをいたします。遅れたことにつきましては陳謝を申し上げます。ただ、8月末の時点でこの工事につきましては、今回材料の変更によるものでございますが、この人工芝の舗装工が主たる工事でございます。8月末の時点では45%、6%ぐらいの進捗率でございました。今現在、この人工芝の施工が終わっていますから90%というふうに申し上げたわけです。おおむね半分ぐらいが工事費です。工事費の半分ぐらいがこの工事費になりますので、それぐらいのウエイトがあります。いうことで、8月末時点で45、6%でございましたので、そこで全体を把握をして、要するに全体の増減を把握してこれからやる分であるとか、ということが判断ができなかったということでございます。おおむね大体終わりかけたときにこの最終的な工事費のつかむことができますので、そういったことでできるだけ近いところでこういうふうに提案するわけございまして、その辺につきましては、遅れたということございまして、申しわけなく思っております。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。2番、大多和議員。

○議員（2番 大多和安一君） 603万円それがしの増額ということになるのですが、恐らくこれが当初の契約のときでも2,000万円を超えるぐらいの低入札だったということなので、そういうことはないとは思いますが、もしこれが当初の入札のときのこの金額だったとしたときに、この会社よりほかの業者が受注できた可能性というのはなかったかというのをちょっと確認した

いのですが。

○議長（安永 友行君） 石井教育長。

○教育長（石井 澄男君） お答えいたします。条件は一緒でございまして、あくまでも仕様書、設計書があつて仕様書があつて、この材料についても同じ条件で入札はするわけでございますから、そういうことはないと思います。

先ほども言いましたように契約約款のほうで材料の検査をして、そしてより良いものを使っていくということはどうもありませんし、またそれをしなくては悪い成果品ができるということに、その防止のためでございます。ということで、最初から先ほど言ったこの島根県の建設副産物のこれを守らずにというか、指導を守らずに新材で、新しい材料でしとってもそれはよかつたかもしれません。しかし、指導にのっとり再生砕石を乗せたわけですから、業者はどなたがとっても同じ条件ですから、それはないと思います。

○議長（安永 友行君） 2番、大多和議員。

○議員（2番 大多和安一君） 教育長、理解が違うんじゃないですか。要は、当初の契約で1億6,134万円ですか、いうぐらいになつたら、ほかの業者が落札してたということはなかつたかということを私は聞きたいんです。それが、料金が一緒ですとかいうのは、それは関係ないんです。要は落札したときの仕様書がこのRC40がC40に変わったとか言われますけど、入札時にはその業者によってはひょっとしたらC40を使ってやつとつたかもわからないということも考えられますので、この1億6,134万円それがしのよりも下位の業者はなかつたかということを私はお尋ねしとるんです。それだけ答えてもらえば結構です。

○議長（安永 友行君） 石井教育長。

○教育長（石井 澄男君） お答えいたします。先ほども言いましたように、RC40を使って1,232立米を施工しますということは明確に書いてあるわけでございますので、そのことで見積もりはされています。そのときにC40でというふうなことは、それはRC40がないと思われた方はするかもしれませんが、提示はRC40で提示していますのでそのように見積もりはされたと思っております。

○議長（安永 友行君） 2番、大多和議員。

○議員（2番 大多和安一君） 要は、そういう見積もりされたかどうかというのは、業者の勝手なんだから、私が知りたいのはこの1億6,134万円、この変更後の落札額、それよりも下位の落札者があつたかなかつたかということを、当初の分で聞きたいだけですから、それだけ答えてもらえば結構です。

○議長（安永 友行君） 石井教育長。

○教育長（石井 澄男君） お答えいたします。下位の落札者はありませんでした。それと、議員

がおっしゃいますように、C40でもしも見積もっておられる方がおられましたら、金額は上がるわけでございますから、それより下位ということはございません。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 今、大多和議員と桜下議員、いろいろ言われましたけれども、先ほど教育長さんの説明によりますと、リサイクルの再利用というのはこのグラウンド整備の以前から恐らくできとったはずと思うんですが、それをわかっていながら、今出てくるというのは設計ミスということになるわけですか。その辺がどうもお二方の質問聞いておると出てこなかったんで、リサイクル法というのは以前から、今の話しでは出とるんですが、そのことに触れられなかったんで、それをわかっておって発注したということは教育委員会の失態じゃなかろうかと思えます。その辺、いかがですか。

○議長（安永 友行君） 石井教育長。

○教育長（石井 澄男君） お答えいたします。議員がおっしゃっていることは正しいと思えますが、リサイクル法ができております。再生の資材を使っていくということもそのとおりです。教育委員会はそれを守って設計に計上したということです。使うように計上したということです。しかし、その再生砕石が量が足りない、1,232立米確保ができない、そういった場合には協議の後で変えることができるということでございますので、今から再生資材を使うということを設計書に載せて、それで今変えたのは新しい材料に変えたということですので、私のほうは設計無視ではなくて、従来指導のとおり設計はしたということになります。

○議長（安永 友行君） ありませんか。2番、大多和議員。

○議員（2番 大多和安一君） もう一つ聞きます。RC40の砕石は全然使えなかったと、当初から、今言われたように、教育長が40キロ圏内にはこの真田グラウンドに使えるRC40は6月だったですか、その時点では全然なかったという判断でよろしいんですか、それとも例えば100立米あったけれども、残りを足りなかったとか、そのあたりのことについてどうだったのかを聞かせてください。

○議長（安永 友行君） 石井教育長。

○教育長（石井 澄男君） お答えいたします。まず、再生砕石の話が出ておりますので、再生砕石とはどういうものかというものをまず申し上げたいと思えます。

再生砕石は、簡単に言いますとコンクリートの破砕物です。現地で発生したものを再生して、使っていこうと、再利用して、いこうというようなものがこのリサイクル法の考え方ですから、その発生した、従来ですと、それを埋め立てたりしたものを、それを再生の砕石として利用して、いこうというものでございます。

しかし、なかなか品質基準というのが、この再生資材につきましてはカチツとしたものがござ

いません。それは認められているところもあるのですけれども、れんがでありますとか、瓦でありますとか、ガラスでありますとか、そういったことも全部入ったものが再生資材ということで今位置づけられております。そういったことがありますので、きちんと再生資材を使うときには、その用途に基づいて材料を確認しなさいよというのが先ほどちょっと言った契約約款に書いてあるということなんです。

質問に答えます。先ほど言いましたように、現地へ業者のほうで検査のためにダンプを1台納入をいたしました。そのものをより分けたら、先ほどちょっと言いましたように瓦が多かった。そして先ほど言いましたように、ここに使うのは、用途は人工芝の舗装です。人工芝、雨が降ってそれが舗装自体も粗粒度アスコンと言って水が通る、水がたまらない、いう舗装ですので、最近では道路のほうにそういうのを使っているところありますけれども、そういうふうにしないと今の人工芝の活用率が下がるということで、そういう舗装構成になっているのですが、上はそういう水が抜き通るような舗装しても、路盤がそういったきちんとした品質性のある基礎材でやっていなかったら、それはできませんので、そういうことの判断で変えたと、現地で見たと。

それから立米数の話しがございました。実は今、請負業者も採石場を持っておられました。これが強みだったとは思いますが、しかし1,200立米というのはあくまでも再生ですから、再生碎石を確保することが難しいということで、そういう答弁もあったと思います。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） ないようですので、これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで討論は終わります。

日程第10、議案第96号請負契約の変更についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

ここで10分間休憩します。

午前10時05分休憩

.....

午前10時16分再開

○議長（安永 友行君） それでは休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第11. 議案第97号

日程第12. 議案第98号

○議長（安永 友行君） 日程第11、議案第97号吉賀町民運動広場施設条例の一部を改正する条例について及び日程第12、議案第98号吉賀町真田グラウンド施設条例の制定についてを一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、議題となりました97号、98号につきまして御説明を申し上げます。

議案第97号吉賀町民運動広場施設条例の一部を改正する条例について、吉賀町民運動広場施設条例（平成17年吉賀町条例第98号）の一部を別紙のとおり改正する。平成27年10月9日提出、吉賀町長。

1ページお開きください。吉賀町民運動広場施設条例の一部を改正する条例。吉賀町民運動広場施設条例（平成17年吉賀町条例第98号）の一部を次のように改正する。別表、真田グラウンドの項を削る。附則、この条例は平成27年11月1日から施行する。

先ほど、議案でも出されましたが、真田グラウンドの別な条例を制定しますので、これを広場の中から落とさせていただくというものでございます。

議案第98号吉賀町真田グラウンド施設条例の制定について。吉賀町真田グラウンド施設条例を制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。平成27年10月9日提出、吉賀町長中谷勝。

あと、条例の内容等につきましては、担当いたしております教育次長の坂田さんが御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。坂田教育次長。

○教育次長（坂田 浩明君） それでは、ただ今議題になっております議案第98号吉賀町真田グラウンド施設条例の制定について、詳細説明を行います。

この条例につきましては、整備された後の真田グラウンドの利用についての条例でございます。まず、目的としましては、町民の健康増進を図る施設として設置します。

それから、名称は吉賀町真田グラウンド。

位置は吉賀町真田1121番地2です。

施設としましては、管理棟及び人工芝グラウンドでございます。

利用料金につきましては後ほど説明をしたいと思います。

それから、次のページの下のところ、第12条ですけれども、休業日、休みの日ですけれども、毎週月曜日とするということでございます。

それから、利用時間につきましては、午前8時から午後5時までといたします。

それから、この条例の施行は27年11月1日からということでございます。

次のページで別表で、真田グラウンドの利用料金があげてあります。まず、区分としまして、1つには一般、もう一つは高校生以下で料金に差を設けました。それと、町内と町外とで差を設けております。基本的には、高校生以下は一般の利用の半額でございます。それから、町外につきましては、町内の倍の額という形になっております。人工芝グラウンドの全面を一般の方が使いますと、1時間当たり1団体で1,000円という形になります。あとは2分の1面、4分の1面ということで、それぞれ半額ずつに下がっていくということでございます。

審議のほうよろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。これより質疑を許します。質疑はありませんか。2番、大多和議員。

○議員（2番 大多和安一君） まず、単純なことからお伺いしますが、これグラウンドとありますが、グラウンドというのもありまして、どうしてグラウンドということになったのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 坂田教育次長。

○教育次長（坂田 浩明君） 御質問にお答えをいたします。確かに今の町民運動広場施設条例では真田グラウンドというふうになっておりますが、新しい条例では真田グラウンド施設条例という形になっております。これまで教育委員会が管轄する社会体育施設等ではこの真田グラウンドだけがグラウンドという表現でございました。ほかの社会体育施設につきましては、グラウンドという表現を用いております。今回この新しい条例を制定するに際しましては、統一したグラウンドという呼称で呼ぶということにいたしております。

○議長（安永 友行君） 2番、大多和議員。

○議員（2番 大多和安一君） それと、別表の金額ですが、1人が50円じゃない、1団体が50円ということで、なのか。それと、例えばあそこサッカーで子どもから大人まで来た場合はどうなるのかというようなことがちょっとわかりませんが、この表でもしそういうことになると主催者の1団体とか、そういうような表記が望ましいのではないかなと思いますが、いかがでしょう。

○議長（安永 友行君） 坂田教育次長。

○教育次長（坂田 浩明君） お答えをいたします。これはあくまでも1団体がミーティングルー

ムとしたら、高校生以下だったら50円だという形でございますので、1時間当たりがこの金額でございます。町内外の利用とかにつきましては、主催者であるとか参加者等の内容によって判断をするという形になりますけども、1主催者、1つの団体が使うのがこの金額だというふうに御理解いただいたらと思います。

○議長（安永 友行君） 4番、桜下議員。

○議員（4番 桜下 善博君） ちょっと今わからなかったのですが、大多和議員も同じ質問だと思っております、例えばサッカー連盟が使うということで、実際に使うのは小学生以下、スポ少が使うとかそういう場合については、サッカー連盟が使うことで大人の使用なのか、あるいは実際にグラウンド使うのが小学生なので、小学生の費用なのか、そういうことを多分大多和議員聞かれたと思っております、その辺のところは多分多いんです、サッカー連盟として借りて、高校生の大会とか、あるいは小学生の大会とか、そういうことが多いので、そういう時はどういうふうな料金になるかということが多分大多和議員聞かれたと思うのですが、そのことについてお聞きしたいのと、もう一点、済みません、繰り返しになるのですが、天然芝の場合は3カ月間ぐらいの養生期間というのが必要ということでありましたが、人工芝の場合では再度繰り返しになりますが、どういう場合には絶対使えないようなこと、何にもなければ1年中使えるのか、それとも大雨が降った場合には使えないとか、済みません、繰り返しになりますがもう一度、今2点だけお聞きしています。

○議長（安永 友行君） 坂田教育次長。

○教育次長（坂田 浩明君） 大変失礼いたしました。その主催者であるのか、参加者であるのかということですが、基本的には高校生以下という区分を設けておけるというのが、できるだけ子どもたちにも安く多く使っていただくというのが趣旨でございますので、サッカー連盟が借りておいたにしても、実際に使うのが高校生以下であれば、子どもたちの料金で使用していただくのが妥当だというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 石井教育長。

○教育長（石井 澄男君） もう一点についてお答えいたします。基本的にこの人工芝グラウンドは、障害が、雪とか障害がなければ使えるというものでございます。3月のときにも稼働日数についての1,620時間でしたか、という数字、これ日数に直すと270日というようなことをお示しをしたと思います。ということで、基本的にはそうです。

ただ、メンテナンス、これも理論値と言いますか、推奨の話なんですけども、メンテナンスはおおむね30時間使用して1回のメンテナンスです。それは補修じゃありません、メンテナンスです、ということが望ましいというようなものでございます。ただそれは、ただ単に年1回の大がかりなメンテナンスとは違って見回りと言いますか、ような点のメンテナンス、それがあ

ます。

先ほど議員質問いただきましたので、昨年、26年1月から12月までの実は吉賀町の天候を調べてみたんです。そうしますと、雨が34日です。当然、冬季間12月の中旬から以降の2月の下旬までですが、この間雪がありますので雪をのけてやれば別に使えるわけで、理論的には、わけでございますが、それが89日あります。したがって、34と89のこの期間は少し無理かなというふうな想定はできます。ただ、雨の日もできんことはないわけですが、それは主催者の判断によるものだというふうに思います。

○議長（安永 友行君） 4番、桜下議員。

○議員（4番 桜下 善博君） 利用料金のことで、済みません、ちょっと頭が理解できなくて済みませんが、サッカー連盟は恐らく社会人、高校生、スポ少とかいうのを1日でサッカーカーニバルをやられるんですが、今の話ですときょうは小学生はなんぼ、高校生はなんぼ、社会人はなんぼというふうな利用料金になると思うんですが、サッカー連盟が主催でやるときは、大人以上というんですか、サッカー連盟が使うということで、サッカー連盟から利用料を集めるのが私は筋じゃないかと思うのですが、いかがでしょうか。

それと、ここにあるのは1団体が高校生以下であれば1日で50円ということ、そういうことでございますか。それとも1人50円、時間ですか。（「1時間」と呼ぶ者あり）1時間ですか。そうなると、今言ったように、社会人と高校生と小学生が使う場合はそれぞれ計算してやらないけんで、やはり、僕が言いましたように、サッカー連盟が主催でやるときはサッカー連盟が大人以上ということでサッカー連盟から利用料金を取るのが筋じゃないかと、サッカー連盟ばかり言いませんが、主催団体が出すのが筋じゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 坂田教育次長。

○教育次長（坂田 浩明君） 御質問にお答えいたします。先ほど申し上げましたのは、例えば小学生の大会を開くとか、中学生、ジュニアの大会を開く、それをサッカー連盟の名前でとって実際に使うのは小学生であるとか、中学生であるとか、そういった場合にはその料金でやるのが妥当であろうと、この高校生以下の料金でやるのが妥当であろうという答えでございます。

今のようにサッカー連盟の名前のもとで、小学生、中学生、高校生、社会人が何か大会をするといったような場合には、それはまた別途協議というか、今この場でそれじゃあどうしますというふうなところまでまだ協議しておりませんので、別途協議をしたいというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 先ほどからサッカーということしか出ていないんですけど、この1条に社会教育の推進と健康増進施設として設置するということが明記してあります。もし、

このグラウンドをサッカー連盟しか使用できないという限定があるのなら、それを記入すべきだと思いますけれど、その辺のところをひとつお願いしたいと思います。

それと、利用料金なんですけれど、私も全てが無料がいいとは思っておりません。おりませんけれど、これは給食費の無料とは質が違うものだと思っていますので、社会教育の推進とか健康増進とかという目的が書いてありますので、せめてここに高校生以下というのが明記してありますけれど、やっぱり一般からはそれはいくらかの利用料を徴収するというのは理解できるのですが、子どもにまでこういうことを、負担を背負わすというのはどうかと思いますけれど、その辺のお考えをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 坂田教育次長。

○教育次長（坂田 浩明君） お答えをいたします。最初の御質問ですけれども、もちろんサッカーだけではございません。いろんな運動、スポーツ等に使っていただくというもとでの整備でございますので、その点はよろしくをお願いをしたいというふうに思います。

それから、2番目の子どもの料金は無料にしたかどうかというお話してございますが、一応この料金を設定するに当たりまして、近隣の人工芝グラウンド、3カ所ぐらいありますので、その利用料金も調べさせていただきました。そうしますと、徳地にありますやまぐちサッカー交流広場とサン・ビレッジ浜田スポーツ広場、それから益田運動公園の中にグリーン広場という昔プールがあったあとにありますけれども、その3つの人工芝がありました。

サン・ビレッジ浜田と益田の運動公園については、一応高校生以下とか中学生以下というのはありますけれども、料金を分けて区分しておりました。それから、徳地にありますやまぐちサッカー交流広場につきましては、これはそういう子ども料金とか一般とかそういうのはございまして、皆一律の金額、ただそこは平日と土日では差をつけておりましたけれども、というような状況でしたので、私どもの考え方としましては、子どもからも高校生以下の料金ということで安くして利用を促進したいという思いでつくっておりますので、御理解をいただいたらと思います。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 近隣の市町村の料金設定がどうだということは全然関係ないことでありまして、要は当町がどれだけ社会教育とか健康増進にこの場を利用していただくかということだと思うのです。ですから、これだけのある程度責任を持たすとか、いろんな面では負担をかけるというのは一面あると思うのですけど、これだけの金額を徴収したところで、芝の管理とかいろいろな面でとてもこの利用料金で賄えるようなことはないわけですので、当町は当町として独自の子どもさんにこういう場所で、せっかくいい場所ができたわけですので、ぜひしっかり体を鍛えてやってほしいという、やっぱり教育委員会独自の考えをこの料金にも出すべきだと思いますけれど、変更されるお考えはありませんか。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 町内いろいろな施設がございまして、先般グランドゴルフ場、蔵木につくっておりますけれど、やはり料金設定をしております。

今回の条例につきましても、教育委員会の判断で減免することができるということがございますので、状況等によっては教育委員会の判断で、議員が言われるようなことは進めていかなくてもならないことなので、そういった判断のもとで運営して下さるといように思っておりますので、書いてあるから、誰も彼も確実にもらうというわけじゃなしに、その内容によって、ただ子どもたちが何人か集まって、同窓生が集まって、それじゃここでワイワイやろうかというものから、やはり部活なりそういった団体の交流しながらの競技ということもあるかと思っておりますので、それはケースケースによって、教育委員会の判断に委ねたほうがいいではなかろうかというように私は思っております。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 蔵木の場合は、子どもさんの利用料金が設定しているかどうかというのは、ちょっと確認していませんけど、一番大事なことは委員会の判断でどうにもできるというその曖昧なところをこういう料金設定とか規約に残すべきじゃないと私は思っています。それはさじかげんと言ったら悪いんですけど、そういう曖昧なところを残さずにきちっと整理して条例をつくるべきではないかと思っておりますけれど、どうなんでしょうか。

○議長（安永 友行君） 石井教育長。

○教育長（石井 澄男君） お答えいたします。議員の意図とするところはよくわかります。そういう意味で先ほど次長も言いましたが、高校生以下の方に、議論の中でも随分ありました。小さな子どもからお年寄りまで使える施設でなければならないということも御指導いただきました。それを踏まえてのことでございます。とにかく、高校生以下の子どもたちには何であれ使っていたらこうということ、ここに区別をしたというところ。

それからスポ少の話が出てくるだろうと思っていたのですが、そういった方々が使うときにはどうするかとか、連盟の話が出ましたので、各種連盟というふうに言うておきますが、各種連盟が使うときにはどう、そんなことも随分検討いたしました。ただ、それを個別具体的にこの場合はこうだということにはなかなかできなかったのが現実でございました。

ということで、議員のおっしゃる、あるいはお叱りを受けることはお受けいたしますが、個別的是ならなかったもので、その第5条の4項のところそれぞれ判断をしてより具体的に使っていただけるといことを考えております。ご理解ください。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 8番。今の料金のこともありましたが、蔵木のグラウンドゴルフ

場の場合は、高校生が個人でいく場合については無料であるというような料金設定の仕方もしておりますので、やはり先ほどの10番議員の言われるような形というのは必要なことだと思いますが、まず初めに第1条で吉賀町の社会教育の推進というふうにあります。

社会教育というのは、言葉としては学校教育以外の部分ということで言われていますが、学校教育の場合においてもこのグラウンドを使うというのが、もともとの趣旨の中にもありますので、この社会教育の推進ということではなくて、平成23年度ですか、スポーツ基本法の制定をされておりますから、やはりそういうものとの内容を入れた形で健康の増進、年少者の体力のとか、それからみんなで活動を行うこと、それから地域の交流、そういう点もこの基本法の中でうたっておりますが、そこら辺はやっぱり盛り込んだものでやるということのほうが、より正確になるのではないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 石井教育長。

○教育長（石井 澄男君） お答えいたします。議員がおっしゃるとおりだと思っています。精神は学校教育、もちろん入っております。それからその減免のところでは先ほどちょっと続きになりますけれども、検討したのは学校教育、子どもたちが学校のカリキュラム、授業で使うことを推進していこうと、その場合のことも盛り込むべきじゃないかということも話しも討論したところです。最終的に、そのことは減免のところでは考えようということになりました都合上、議員の御指摘の社会教育のみが残ったということでございます。これは実際に扱うには、学校教育、社会教育両面からやっていくわけでございますので、これについては今後検討していきます。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 8番。検討されるということですが、やはり議会に出される前にもう少し配慮して出すべきであるというふうには私は考えます。

それと、指定管理のことについてもここで述べられております。きょう、資料として図面もわかりやすいのを提示をさせていただいておりますが、指定管理とした場合に管理の範囲をどのように設定をしているのか、この点についてお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 石井教育長。

○教育長（石井 澄男君） お答えいたします。先ほどは失礼いたしました。きちんと対応してまいりたいと思います。

指定管理です、これにつきましては3月のときにも申し上げました。最終的には指定管理での対象となるということです。ただ、しばらくは、1年ぐらいは直営でやらないとどういった経費が生じるのかということもあると思うので、その後に指定管理という形に、管理者制度にのった指定管理ということになるかと思います。

範囲はちょっとこの図面、A3の図面ありますけれども、漠然とした言い方で申しわけありま

せんけれども、下段に交流研修センターあります。交流研修センターとの境とといいますか、あれは地番が違いますので、ここには地番明示されておりませんが、申しわけないんですが、地番が分筆をされてこの真田グラウンドと、それから町が購入いたしました交流研修センターは、地番がもともと分筆されて違いますので、今の教育委員会所管の真田グラウンドについてはそちらが管理と、グラウンドのほうが管理ということになります。もちろんそれについての指定管理者制度ということで提示をするということになると思います。

〔三浦議員 着席〕

○議長（安永 友行君） ただいま、3番、三浦議員が出席されましたので、議場は定足数10名から出席議員数が11名になりましたので、報告しておきます。

質疑はありませんか。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 8番。利用時間のことでお聞きをいたします。第13条に午前8時から午後5時、教育委員会が必要と認める場合はこれを変更できるものとするということであつております。現時点において、実際には夏場であれば相当遅くまで明るい状態が続いて活用できるのですが、もう少し時間についての設定を最初から広げるということとはできないのか、お聞きします。

○議長（安永 友行君） 石井教育長。

○教育長（石井 澄男君） お答えいたします。この利用時間のところで、私どもが議論したのは、実際に利用料金との関係で、中のグラウンド、ピッチを利用する者についてその利用料金をいただくという考え方を持っています。ですから、準備とかあります、大会なんかだったら、そういう場合にそのグラウンドを開場するような場合も発生します。そういった場合は、それは事前の準備、あるいは後片付けのところがありますので、それは利用料金には反映せずに、それはいいのではなかろうかという話です。

ここに書いてある8時5時というのは、それは3月に議論がありました、まだそういうことにはなっておりませんが、ナイター施設がどうかということもございまして。したがって、そういうことが相整いましたら、この条項というのは変える必要が当然ございまして、ということもありまして、ここに8時5時というのは、あくまでも、ピッチを使う時間の話しでございまして、それより以前、それから以後の利用も準備とか、あるいは試合がちょっと延びるとかというようなことも認めようということで、変更できるものとするという書き方にしております。

○議長（安永 友行君） 1番、桑原議員。

○議員（1番 桑原 三平君） 今、藤升議員の関連した質問ですが、その指定管理者を設けるということですが、当面は教育委員会の管理ということで、当面の間、やはり管理人等を置かねばいけないと思いますが、管理人のそういう嘱託職員も置くのか置かないのか。また、指定管理者

の一応いつからという目途はあるのかどうか、お聞きします。

○議長（安永 友行君） 坂田教育次長。

○教育次長（坂田 浩明君） お答えをいたします。指定管理者の導入は、先ほども教育長も言いましたけれども、しばらく様子を見て1年なら1年間の様子を見てどれぐらいの経費が必要だという辺のところ、実績も見ながら進めていきたいというふうに思っていますけれども、当面、そこを管理は教育委員会が直営という形になりますので、その管理については全てを教育委員会でやるわけにもいきませんので、管理をしていただくような方の雇用とかも必要になってくるだろうというふうに思っています。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 8番、第17条にこのほか必要な事項は教育委員会に別に定めるということで、使うに当たってのいろんな決まりを準備されているとは思いますが、いつの時点で、例えば飲食等はしてはいけないとかいうこともあります。提示ができるのかということと、それと、現時点において基本的には人工芝の上で水以外のものというのは持ち込んだらいけないというふうに私は考えますが、その点の確認をさせてください。

○議長（安永 友行君） 石井教育長。

○教育長（石井 澄男君） お答えいたします。まず、17条のいうところにつきましては、これは11月3日にオープニングセレモニー、計画しております。以降、11月8日、11月15日ですか、いうことで行ってまいります。3日までにはお決めしたいと思います。

ただ、基本的な考え方は議員と同じでございます。先ほどのきょうお配りしたこの図面で言うと、コート内、ネットが張ってある中は、議員がおっしゃるとおりでございます。もちろん水もそうなんです。履物、ハイヒールとかそういうちょっととんがったようなもの、そういったものはやはり傷をつけるということでもあります。そういうのはあります。

ただし、その周辺、これと言うと道路部分が大いですが、その周辺の活用については、やはり昨年からお話をさせていただき中で、地元の田丸真田の方がこの施設を待ち焦がれているというか、完成するのを待っておられまして、そして、地域振興策に使いたいということで、一度は私どもの地元に行きまして、話を聞かせてくれということで行きました。そのときのお話しは、自分たちがものを生産して、そして加工して売りたいということで、もう既にそういう準備もされているようでございます。

したがって、先ほど言いました、ネットの外側、周辺部分、そういったところで町外、県外の方が来られるときはそういったエイドヤードみたいなもので、保健所には1日の申請ということになると思いますけれども、そういったことも提供はしたいというふうに基本的には考えています。ですから、ピッチ内、ネット内の規制については、これはきちんとしていきたいというふうに

思っております。

○議長（安永 友行君） 1 番、桑原議員。

○議員（1 番 桑原 三平君） 先ほどの質問にちょっと言い忘れたんですが、11月にオープンということになると、かなりの車で来る人が多いと思いますが、そうした駐車場の確保とかいうのは、どういうふうになっているのか、またそうした駐車場の管理までは教育委員会としてできるのか、できないのか、お尋ねします。

○議長（安永 友行君） 石井教育長。

○教育長（石井 澄男君） お答えいたします。このことにつきましては、3月のときにも議員の皆さんから御指摘がございました。そのことについてはほかに場所を見つけないとこれは解決できないと思っています。

ただ、そういった御意見がありましたので、今回の整備において交流研修センターの国道側に今、真砂ですか、草が生えていますけれども、そこについて駐車場として用地を確保しました。そこがおおむね400平米ございます。ですから、結構なものが止まると思います。それから、そのほか当然学園の駐車場とかいうようなことも利用せにゃあいけんと思いますが、このことが一番大きな駐車場の整備ということにはまだなっていませんから、これは検討する課題になっております、ということです。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） ないようです。質疑はないようですので、これで質疑は終わります。

日程第11、議案第97号吉賀町民運動広場施設条例の一部を改正する条例について、討論を行います。反対討論ありませんか。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 98号でよかったね。

○議長（安永 友行君） 97号です。

○議員（8番 藤升 正夫君） 7号。間違えました。申しわけありません。

○議長（安永 友行君） ただいま、反対討論を手を挙げられました藤升議員は間違いですので、引き続き賛成討論ありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第11、議案第97号吉賀町民運動広場施設条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

引き続き、日程第12、議案第98号吉賀町真田グラウンド施設条例の制定についての討論を行います。反対討論はありませんか。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 大変失礼いたしました。

それでは、議案第98号吉賀町真田グラウンド施設条例の制定についての反対の討論を行います。

まず、反対とする理由であります。先ほどの質疑でも行いましたが、第1条の吉賀町の社会教育の推進のためということで、これまでの蔵木のグラウンドゴルフ場等も同じ文言が使われておるわけですが、より子どもたち、中学生、高校生、そういう人たちも学校教育課程の中で使用というのは当然されるべきですし、スポーツ基本法が平成23年に制定されておりますが、やっぱりこれから新たにつくる条例でありますからそういうものにもものとした表現をするというのは大変重要なことではないかというふうに考えます。

それと、料金の点につきまして、蔵木のグラウンドについては、高校生以下は無料であるというふうにもなっております。この真田グラウンドにおきましても、そういうはっきりと明記をするということで、より町内の若い人たちがここを活用しようということにするということが必要であるというふうに思います。そのようにするのは必要であるというふうに考え、反対の討論といたします。

○議長（安永 友行君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第12、議案第98号吉賀町真田グラウンド施設条例の制定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって、本案は、原案のとおり可決をされました。

日程第13 議案第99号

○議長（安永 友行君） 日程第13、議案第99号平成27年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、議案第99号につきまして、御説明を申し上げます。

議案第99号平成27年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）、平成27年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ8,050万1,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正、第2条、地方債の補正は、第5表地方債補正による。

平成27年10月9日提出、吉賀町長中谷勝。

1ページお開きください。第1表歳入歳出予算補正、歳入、款1繰入金、項1他会計繰入金、補正額が減額の609万9,000円、補正後の額が、4,781万9,000円となります。款6諸収入、項2雑入、補正額が99万9,000円、補正後の額が559万6,000円でございます。款7町債、項1町債、補正額が1,010万円で補正後の額が1,690万円ということで、歳入の合計が、補正前の額が7,550万1,000円、補正額が500万円、補正後の額が8,050万1,000円でございます。

1ページお開きください。歳出、款1農業集落排水事業費、項2建設改良費、補正額が500万円で、補正後の額が1,581万3,000円で、歳出の合計が、補正前の額が7,550万1,000円、補正額が500万円、補正後の額が8,050万1,000円でございます。

第5表地方債の補正で、起債の目的、下水道事業債が限度額が6,800万円が補正前でございます。これを1,190万円に、2の過疎対策事業債でございますけれども、補正前は0円でございますけれども、補正後500万円ということでございます。借り入れの方法、利率、償還の方法等につきましては、補正前と同額となっております。

事項別明細書以降につきましては、担当いたしております建設水道課長のほうから御説明を申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。光長建設水道課長。

○建設水道課長（光長 勉君） それでは、ただいま上程をされました議案第99号平成27年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、詳細説明をさせていただきます。

まず、歳出のほうから説明をさせていただきます。7ページのほうをお開きいただけたらと思います。

今回の補正につきましては、同じ項目で先月議決をいただきました同会計の補正、第2号の補

正で上程したものの追加でございます。1カ月もたたないうちに、また増額の補正ということでございますけれども、その理由につきまして、若干説明をさせていただきます。

本補正につきましては、下水道管の移設工事で500万円でございますが、県道新南陽津和野線の改良工事に伴います簡易水道の水道管、それから農業集落排水の下水道管につきましての移設工事が必要となっております、補正の第2号で、その件につきまして議決をいただいたところでございます。

その際の予算を上程する前の積算上、そのときの御説明でも申し上げましたけれども、工事場所が同一箇所でございますので、簡易水道の移設と下水道管の移設を一つの工事として発注するという御説明をさせていただいたと思っております。

それでその積算でございますけれども、一応簡易水道の配管工事の工事費の積算、それから下水道管の工事費の積算をして、直接工事費を合計をいたしまして、それに諸経費を掛けて全体の工事費を積算して、それを直工で案分したものを第2号の補正で簡易水道と、それから農業集落排水のほうへ振り分けて補正をいたしました。

その積算が、議決をいただいた後、発注をするための準備を進めておりましたけれども、簡易水道の諸経費と下水道の諸経費に大きな、率に大きな開きがございまして、それを簡易水道の諸経費で全て計算をしておりましたことが判明をいたしまして、そのまま発注をいたしますと、業者のほうに極めて不利になるということでございます。

それで、今回、下水道管のほうの積算をやり直しましたところ、工事内容は同じなんでございますけれども、500万円の不足が生じたということで、とり急ぎ、今回補正をお願いしたということでございます。

それから、歳入のほうでございます。6ページのほうをお開きください。

まず、一般会計からの繰入金でございますけれども、これが609万9,000円の減額ということでございます。それから諸収入のほうの雑入、雑入でございますが、これは移設補償金ということで、県のほうから入ってくる補償費でございます。99万9,000円。

それから起債のほうでございます。町債でございますけれども、これが下水道事業債が510万円、それから過疎債が500万円でございます。当初、補正の2号のときは起債を計上しておりませんでしたけれども、今回、工事費が増額となりまして、一般会計繰入金のほうに負担がかかるというところで、起債を計上させていただいております。

詳細説明につきましては、以上でございます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、詳細説明は終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第13、議案第99号平成27年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩します。

午前11時12分休憩

.....

午前11時22分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第14、議案第100号

○議長（安永 友行君） 日程第14、議案第100号平成27年度吉賀町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、議案第100号につきまして御説明申し上げます。

平成27年度吉賀町一般会計補正予算（第3号）。

平成27年度吉賀町一般会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出予算の総額それぞれ740万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億3,487万2,000円とする。

2項歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正第2条、地方債の補正は第5表地方債補正による。平成27年10月9日提出、吉賀町長中谷勝。

1ページお開きください。第1表歳入予算補正、歳入でございます。町債の発行でございます。款20町債、項1町債、補正額が740万円、補正後の額が12億9,642万2,000円、歳入の合計が、補正前の額が73億2,747万2,000円、補正額が740万円、補正後の額が

73億3,487万2,000円でございます。

1ページお開きいただきまして、歳出、款1議会費、項1議会費、補正額が36万7,000円で、補正後の額が6,700万5,000円、款2総務費、項1総務管理費、補正額が483万2,000円、補正後の額が12億337万6,000円、款6農林水産業費、項1農業費、補正額が減額の609万9,000円、補正後の額が3億735万2,000円、款8土木費、項2道路橋梁費、補正額500万円、補正後の額が3億5,473万9,000円、款11災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、補正額が101万円、補正後の額636万円、款4その他公共施設災害復旧費、補正額が229万円、補正後の額も同額でございます。

歳出の合計が補正前の額が73億2,747万2,000円、補正額が740万円、補正後の額が73億3,487万2,000円でございます。

別表第5表、地方債の補正でございます。起債の目的、過疎対策事業債、補正前の額が9億530万円、補正後の額が9億1,270万円で、償還の起債の方法、また利率、償還の方法等は補正前と同様でございます。

事項別明細書以降につきましては、担当いたしております総務課長のほうから、詳細に御説明を申し上げますのでよろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） それでは、平成27年度吉賀町一般会計補正予算（第3号）の詳細な説明を行います。

歳出の予算のほうから行います。7ページをお開きいただきたいと思います。まず、議会費ですけれども、これにつきましては、研修旅費の補正でございます。36万7,000円でございます。

続きまして、総務費です。目2の文書広報費ですが、これにつきましては、消耗品ですけれども、自治委員発送の際に挿入する袋を購入する経費1,000枚分でございます。

それから、目の5財産管理費ですけれども、基金積立金につきましては、今回の補正予算によりまして、農業集落排水繰出金の減額あるいは、過疎債の充当等によりまして、一般財源が総額で減額となります。必要となる一般財源がございますので、それを減債基金に積み立てるものがございます。468万5,000円でございます。

続きまして、農林水産業費ですけれども、目の6農地費です。農業集落排水事業特別会計繰出金、これ先ほど農業集落排水の特別会計で説明があったとおりでございます。

続きまして、土木費です。目2道路橋梁新設改良費ですが、朝倉真田線の改良事業費ということで、これにつきましては、当初予算では町が発注をして工事を行うという予定にしておりましたけれども、県の圃場整備の工事にあわせまして、県の工事として発注していただいて、県のほう

に委託料として町のほうから支払う、そういうことで、変更をするものでございます。なお事業につきましても500万円の増額を行うものです。これにつきましては、歳入のほうで、過疎債を740万円充当しておるものでございます。

続きまして、8ページですけれども、災害復旧費です。目3の林道災害復旧費、これにつきましては、坂本亀ヶ谷線の災害の復旧工事に伴う補正で、測量設計業務の委託料101万円でございます。

続きまして、その他の公共施設災害復旧費ということで、大井谷棚田展望公園の災害復旧費ということですが、のり面の復旧工事にかかる測量設計業務の委託料229万円でございます。

続きまして、歳入ですが、6ページでございますけれども、先ほど申しましたように朝倉真田線の改良工事に過疎債を740万円充当するものでございます。

以上で、説明終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。これより、質疑を行います。質疑はありますか。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 大変初歩的な質問なんですけど、この災害復旧です、災害が起きて、その場所とか規模とかいろいろなことがあると思うんですけど、それは一応担当課のほうに住民からの通報があった場合のみを調査するのか、それとも職員が町内歩かれて、調査されるのか、その辺の、両方あると思うんですけど、その辺のとお聞きしたいと思います。

それと、災害が起きてから、その受け付けといいますか、大体どのぐらいの間に役場のほうに連絡してほしいという、してほしいじゃなくてあったものを受け付けますよというような規則があるんでしょうか、どうでしょうか。

○議長（安永 友行君） 光長建設水道課長。

○建設水道課長（光長 勉君） 庭田議員の御質問でございますけれども、災害の際の調査でございますが、通常、台風であつたり豪雨災害等がありました場合、豪雨災害といいますか、豪雨とか台風がきたといった場合には、一応それが落ち着いた状態で、私どもの関係で申し上げますと、特に道路とか農地とか農業施設でございますけれども、職員を区域割をしまして、班別に一応、1日ないし2日かけて見回りをして、主だったところは調査に歩くようにしております。それで、それ以外に目につかないところもやはりございますし、災害というか、台風とか豪雨の後には、結構住民の皆さんからも電話がどんどん入ってまいりますので、その都度その入ったものに対して、調査に行くという形でやっております。それで、災害復旧の対象にするかしないかというのは、現場を見ながら判断をしていくということにまいります。

それと、いつごろまでに報告があれば災害復旧の対象になるかということでございますけれども、公共土木それから農地農業用施設それから林業いうところで、私どもの管轄でいうと、それに町

営住宅も入るわけでございますけれども、それぞれに若干事務手続が違いまして、いずれにしても速やかな報告が必要になりますので、災害が起こった場合は、1週間ないし2週間ぐらいのところで報告を上げる必要があろうかと思っております。それによって、国の査定でありますとかそういう段取りも進めてまいりますので、できるだけ速やかなところで報告をする必要があるというところで、目安としては、やっぱり1週間ないし2週間のところでわかればというところがございます。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） 若干補足をさせていただきますけれども、道路以外の災害もありますので、これにつきましては、県のほうにシステムで報告するような仕組みになっております。ですので、農地でありますとかその他の公共建物でありますとか、そういったものについても全て県のほうに報告する。これについて期限は特にはないんですけれども、県のほうから大体いついつまでに報告しなさいということがありますので、災害が発生しましたら、それぞれ担当課のほうで災害の調査を行いますので、それに基づいて、あるいはまた住民の方からの通報に基づきまして、調査をして県のほうに報告するよう、そういう仕組みになっております。

○議長（安永 友行君） ほかに、8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 8ページの災害復旧の大井谷の展望台ですけども、のり面ですが、上がり道のところもこの部分に含まれるかどうかだけお聞きします。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えします。

展望公園の駐車場の一部というふうに理解をしております。町道からの駐車場に上がり口ですよ、そのように理解しております。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） ないようですので、これで質疑は終わります。

これより、討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで討論は終わります。

日程第14、議案第100号平成27年度吉賀町一般会計補正予算（第3号）を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって本案は原案のとおり可決されました。

日程第15. 常任委員会委員の選任について

○議長（安永 友行君） 引き続き、日程第15、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

委員の選任については、委員会条例の規定によって、議長が会議に諮って指名することとなっております。事前に所属希望調査を行い、私のほうで調整をさせていただきましたので、よろしくお願いいたします。

これより各常任委員の指名を報告いたします。

総務常任委員会委員に、2番、大多和議員、3番、三浦議員、4番、桜下議員、9番、河村由美子議員、10番、庭田議員以上5人です。

引き続き、経済常任委員会委員に、1番、桑原議員、5番、中田議員、7番、河村隆行議員、8番、藤升議員、11番、潮議員、12番、私安永です。以上6人です。以上のとおり、それぞれの常任委員会委員に指名したいと思います。これに御異議ありませんか。ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認めます。よってただいま申し上げました皆さんを、それぞれの常任委員会委員に選任することに決定をしました。

それでは、ここで各常任委員会の正副委員長との互選とあわせ、議会運営委員会委員候補者を各常任委員からは、申し合わせにより委員長を含む2名ずつです、そのまたこの後設置します予定の議会広報特別委員会委員候補者も2名ずつ選出いただきますよう、少し早いですが、ここで昼休み休憩にしますので、昼休み中に決定いただいて、局長のほうへ御報告いただきますようお願いいたします。ここで休憩いたします。

午前11時38分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き午後の会議を開きます。

休憩中に各常任委員会の方々にお集まりいただいて、正副委員長について協議の上互選をしていただきましたので、その結果を報告いたします。

総務常任委員会委員長に、2番、大多和議員、副委員長に3番、三浦議員、経済常任委員会委員長に5番、中田議員、同じく副委員長に7番、河村隆行議員、以上のとおりそれぞれ選任をされましたので報告します。

日程第16. 議会運営委員会委員の選任について

○議長（安永 友行君） 日程第16、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

参考までに申し上げますが、議会運営委員会の委員は、委員会条例によって定数が5人と改正されております。また、委員の選任については議長が会議に諮って指名することになっております。

お諮りをします。ここで議会運営委員会の委員について、先の常任委員会で協議の上選出いただきましたので御報告をいたします。

議会運営委員会委員に1番、桑原議員、1番議員については申し合わせにより副議長ということで自動的に委員になるとなっております。

委員会より2名ずつ選出された4名の方を報告します。

2番、大多和議員、5番、中田議員、8番、藤升議員、9番、河村由美子議員、以上5人を議会運営委員会委員に指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、よって、ただいま申し上げました皆様を議会運営委員会委員に選任することに決定をいたしました。

それでは、ただいまより、これらの委員の方々に正副委員長について、事前に協議の上互選をしていただきましたので報告をいたします。

議会運営委員会委員長に、8番、藤升議員、同じく副委員長に、9番、河村由美子議員が選任されました。以上のとおり選任されましたので報告いたします。

日程第17. 議会選出の益田地区広域市町村圏事務組合の議会の議員の選挙について

○議長（安永 友行君） 次に、日程第17、議会選出の益田地区広域市町村圏事務組合の議会の議員の選挙についてを議題といたします。

この議員は4人の選出であります。選挙の方法については、地方自治法第118条の規定を準用して投票と指名推選とがあります。この選挙については指名推選としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りをします。被選挙人の指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認めます。よって、議長において指名することと決しました。

それでは、議会選出の益田地区広域市町村圏事務組合の議会の議員に、1番、桑原議員、5番、中田議員、9番、河村由美子議員、12番、私安永です。以上4人を指名いたします。

お諮りをします。ただいま私のほうで指名しました1番、桑原議員、5番、中田議員、9番、河村由美子議員、12番、安永、以上の4人を議会選出の益田地区広域市町村圏事務組合の議会の議員の当選人と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました1番、桑原議員、5番、中田議員、9番、河村由美子議員、12番、私安永、以上4人を議会選出の益田地区広域市町村圏事務組合の議会の議員とすることに決定をしました。

1番、桑原議員、5番、中田議員、9番、河村由美子議員、12番、安永が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により告知をいたします。

日程第18. 議会選出の鹿足郡事務組合の議会の議員の選挙について

○議長（安永 友行君） 引き続き、日程第18、議会選出の鹿足郡事務組合の議会の議員の選挙についてを議題とします。

この議員は3人の選出であります。選挙の方法については、地方自治法第118条の規定を準用して、投票と指名推選とがあります。この選挙については指名推選としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りをします。被選挙人の指名の方法については議長において指名することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認めます。よって、議長において指名することと決しました。

それでは、議会選出の鹿足郡事務組合の議会の議員に、2番、大多和議員、4番、桜下議員、10番、庭田議員、以上3人を指名いたします。

お諮りをします。ただいま議長において指名しました2番、大多和議員、4番、桜下議員、10番、庭田議員、以上3人を議会選出の鹿足郡事務組合の議会の議員の当選人と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました2番、大多和議員、4番、桜下議員、10番、庭田議員、以上を議会選出の鹿足郡事務組合の議会の議員とすることに決しました。

2番、大多和議員、4番、桜下議員、10番、庭田議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によりこれを告知いたします。

日程第19. 議会選出の鹿足郡養護老人ホーム組合の議会の議員の選挙について

○議長（安永 友行君） 引き続き、日程第19、議会選出の鹿足郡養護老人ホーム組合の議会の議員の選挙についてを議題といたします。

この議員は3人の選出であります。選挙の方法については、地方自治法第118条の規定を準用して投票と指名推選とがあります。この選挙についても指名推選としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることと決しました。

お諮りをします。被選挙人の指名の方法については、議長において指名することとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認めます。よって、議長において指名することと決しました。

議会選出の鹿足郡養護老人ホーム組合の議会の議員に、7番、河村隆行議員、10番、庭田議員、11番、潮議員、以上3人を指名いたします。

お諮りをします。ただいま議長において指名しました7番、河村隆行議員、10番、庭田議員、11番、潮議員、以上3人を議会選出の鹿足郡養護老人ホーム組合の議会の議員の当選人と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました7番、河村隆行議員、10番、庭田議員、11番、潮議員、以上3人を議会選出の鹿足郡養護老人ホーム組合の議会の議員とすることに決しました。

7番、河村隆行議員、10番、庭田議員、11番、潮議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により告知をいたします。

日程第20. 議会選出の鹿足郡不燃物処理組合の議会の議員の選挙について

○議長（安永 友行君） 日程第20、議会選出の鹿足郡不燃物処理組合の議会の議員の選挙についてを議題といたします。

この議員は4人の選出であります。この選挙の方法については、地方自治法第118条の規定を準用して投票と指名推選とがあります。この選挙については指名推選としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りをします。被選挙人の指名の方法については、議長において指名することといたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、よって、議長において指名することに決しました。

議会選出の鹿足郡不燃物処理組合の議会の議員に、3番、三浦議員、5番、中田議員、8番、藤升議員、9番、河村由美子議員、以上を指名いたします。

お諮りをします。ただいま議長において指名しました3番、三浦議員、5番、中田議員、8番、藤升議員、9番、河村由美子議員、以上4人を議会選出の鹿足郡不燃物処理組合の議会の議員の当選人と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました3番、三浦議員、5番、中田議員、8番、藤升議員、9番、河村由美子議員、以上を議会選出の鹿足郡不燃物処理組合の議会の議員とすることに決しました。

3番、三浦議員、5番、中田議員、8番、藤升議員、9番、河村由美子議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、これを告知いたします。

なお、吉賀町土地開発公社理事並びに監事及び吉賀町都市計画審議会委員については、本会議の手續として処理すべき案件ではありませんが、現在の方がすべて留任をしていただきますので、別にお諮りはしませんが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） それでは、吉賀町土地開発公社理事、監事及び吉賀町都市計画審議会委員については、現在の方が全員留任をしていただきます。

日程第21. 吉賀町議会広報特別委員会の設置について

○議長（安永 友行君） 日程第21、議会広報特別委員会の設置についてを議題とします。

この件については、私のほうから提案をします。議会広報の編集のため5人で構成する議会広報特別委員会を引き続き2年間を期限として設置することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認めます。したがって、5人で構成する議会広報特別委員会を設置し、2年間議会広報の編集に当たることと決定しました。

お諮りをします。議会広報特別委員会の委員については、休憩中の常任委員会で協議の上選出していただいておりますので御報告をいたします。

議会広報委員会委員に、1番、桑原議員、桑原副議長については、申し合わせで委員となるようになっています。2番、大多和議員、3番、三浦議員、5番、中田議員、7番、河村隆行議員、以上5人を議会広報特別委員会委員に指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、よって、ただいま申し上げました皆様を議会広報特別委員会委員に選任することに決定をしました。

これらの委員の方々で正副委員長を選出を行わなければなりません、このほうも休憩中に協議、互選いただいておりますので報告をいたします。

ただいま議会広報特別委員会の正副委員長については互選をしていただいておりますので、御報告をいたします。

議会広報特別委員会委員長に、1番、桑原議員、委員長については申し合わせによって副議長がなることとなっております。副委員長には、2番、大多和議員、以上のとおり選任をされました。

以上で報告は終わりましたので、次に移らせていただきます。

日程第22．議長の常任委員会委員の辞任の件について

○議長（安永 友行君） 日程第22、議長の常任委員会委員の辞任の件は、議長は除斥の対象となりますので、ここで副議長と交代し、私は退場します。

〔議長 安永 友行君退場〕

〔文書配付〕

○副議長（桑原 三平君） 日程第22、議場の常任委員会委員の辞任の件についてを議題といたします。議長から各委員会出席のため、経済常任委員会委員を辞任したいとの申し出があります。お諮りします。本件について申し出のとおり辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（桑原 三平君） 異議なしと認めます。よって、議長の経済常任委員会委員の辞任を許可することに決定しました。

議長の除斥を解きます。入場してください。

〔議長 安永 友行君入場〕

日程第23. 吉賀町議会広報特別委員会の閉会中の継続調査について

○議長（安永 友行君） 日程第23、議会広報特別委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

〔文書配付〕

○議長（安永 友行君） ただいま局長のほうから文書を配付しましたが、配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） それでは、議会広報特別委員会委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りをします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認めます。よって、議会広報特別委員会委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定をしました。

なお、議会運営委員会の継続調査については、平成25年の初議会の際に4年間の承認済みでありますのでお知らせをしておきます。

本日、選出いただいた各常任委員会、議会広報特別委員会の任期は、平成27年11月7日からであります。なお、一部事務組合議員の任期は、本日、平成27年10月9日となりますので申し添えをしておきます。

日程第24. 議員派遣の件について

○議長（安永 友行君） それでは、日程第24、議員派遣の件についてを議題とします。

お手元に配付したとおり、3件の研修会へ議員を派遣したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認めます。よって、お手元に配付したとおり議員派遣をすることに決定をしました。

○議長（安永 友行君）　ここでお諮りをします。同意第2号教育委員会委員の任命同意について及び同意第3号教育長の任命同意についてを日程に追加し、追加日程として議題としたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君）　異議なしと認めます。したがって、ただいまより議事日程及び議案を配付しますので、しばらくお待ちください。

〔議事日程・議案配付〕

○議長（安永 友行君）　配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

追加日程第1. 同意第2号

○議長（安永 友行君）　それでは、追加日程第1、同意第2号教育委員会委員の任命同意についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君）　同意2号でございます。教育委員会委員の任命同意についてということで、現在、花崎訓恵委員が任期となります。本人、留任をされないという意志でございますので、新たに下記の者を吉賀町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を求めら

記。

広島県安芸高田市吉田町多治比3445番地3。武岡伸彦、昭和52年12月14日生まれ。平成27年10月9日提出、吉賀町長中谷勝。

提案理由。

吉賀町における教育委員会委員を選任するためということで、本人の居所は七日市でございますが、事業のため住所が広島県のほうへなっておるということでございます。よろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君）　提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君）　確認のためお聞きしておきます。

武岡氏の住所が広島県の安芸高田市になってますけど、委員会の委員としての資格として住所がないんで問題はないということで理解してよろしいですか。

○議長（安永 友行君）　中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 首長の被選挙権がある者ということになっておりますので、法律上は問題ないということでございます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで討論は終わります。

追加日程第1、同意第2号教育委員会委員の任命同意についてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、同意第2号教育委員会委員の任命同意については同意することに決定をしました。

追加日程第2. 同意第3号

○議長（安永 友行君） 追加日程第2、同意第3号教育長の任命同意についてを議題とします。

ここで提案理由の説明をする前に、関係者である青木出納室長については除斥対象になりますので、退場を願います。

〔出納室長 青木 一富君退場〕

○議長（安永 友行君） それでは、本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 同意第3号教育委員会委員の任命同意についてでございます。

これにつきましては、現教育長、もう1年任期があるわけでございますけれども、先ほど申し上げました花崎訓恵委員が委員長でございまして留任しないということでございますし、新制度に移行するということもありまして9月2日付に現教育長より辞任願が出ました。私としてもいろいろ検討した結果、受理するということにいたしましたので、今回、下記の者を吉賀町教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるといものでございます。

記。

住所、吉賀町六日市250番地1、氏名青木一富、昭和30年10月30日生まれ。

平成27年10月9日提出、吉賀町長中谷勝。

提案理由。

吉賀町における教育委員会教育長を選任するためということで、新制度になりましたので、新制度における教育長の任命と、これまでの教育委員の中から教育長を互選ということでございましたけれど、新制度によりまして教育長の任命ということでございますので、よろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑ないようですので、これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

追加日程第2、同意第3号教育長の任命同意についてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、追加日程第2、同意第3号教育長の任命同意については、同意することに決定をしました。

ここで、青木室長は入場してください。

〔出納室長 青木 一富君入場〕

○議長（安永 友行君） ここで、中谷町長より発言を求められておりますので、これを許します。

○町長（中谷 勝君） 11月からでございますので、ちょうど同席しておりますので、青木出納室長が11月1日からということでございますので、御挨拶を申し上げたいというふうに思っております。

その後、退任されます石井現教育長の御挨拶——順序が逆で大変申しわけございませんでしたけれど、今月末で退職されます石井教育長の離任に当たっての御挨拶、また、11月1日から就任に当たっての新教育長の挨拶をお願いしたいと思いますのでよろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） それでは、ただいま町長のほうからも発言がありましたが、10月31日をもって退任をされます石井澄男教育長より発言を求められておりますので、御挨拶をいただきます。石井教育長。

○教育長（石井 澄男君） それでは、退任の御挨拶をさせていただきます。

まず初めに、こうした貴重な時間を提供していただきました議長に対しまして、厚くお礼を申し上げます。

昨年4月から町長より指示のあった懸案事項の解決のために前任者の残任期間を目標に、責任を持って鋭意努力をしてきたところでございます。今月末を持って、ほぼそれが見通しができました。昨年、ああしているんな方々に御協力をいただいて、そしてまた、私んこの教育委員会の職員も随分協力をしていただいて、結果として1年を残すところでおおむね解決ができたというふうに思って、大変うれしく思っております。

一方では、先ほど町長からございますように、今年の4月から教育委員会制度改革による新制度が発足、あるいは施行されています。県内の状況でも半数以上がそういうふうに移行している状況もございます。来年になりますと、おおむね七割か八割ぐらいになるだろうと思っております。そういったことを考えましたときに、3月の定例議会のときにも条例整備とか一部改正とか提案いたしまして御協力いただきましたけれども、私が特例措置ということで居残りをするわけでございますが、私が考えてきたのは早く移行しようと、吉賀町が余り後発的な教育委員会にならないようにということは絶えず思っておりました。そういったことで、おおむねのところ町長から御指示あったものにつきましてはやり遂げたというふうに、私は思っております。そういうことで11月1日から移行したいというふうに町長へお願いを申しあげました。突然の申し出でございましたので、町長には大変、御無理を申し上げたと思います。厚くお礼を申し上げます。

議員の皆さんには、職員の時代から大変御理解と御支援をいただきましてまことにありがとうございました。吉賀町に住んでよかった、あるいは吉賀町に住みたい、そんな町になることを希望しまして、お礼と退任の言葉とさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

(拍手)

○議長（安永 友行君） それでは、続きまして、先ほど同意決定をいたしました11月1日より就任することとなります青木一富新教育長より御挨拶をいただきます。青木一富新教育長。

○新教育長（青木 一富君） ただいまの教育長の任命同意案におきまして吉賀町議会様の御同意を頂戴しましたこと、厚く御礼を申し上げます。

町民の代表者であられる御同意を頂戴したということで、まさに身も引き締まる思いであり、この重みをしっかりと胸に刻んで、今後私に与えられる職務、職責を精一杯努める所存でございます。

しかしながら、我が身の稚拙さは重々承知しておりまして、皆様方のお引き立てがない以上、早晚、行き詰ってしまうことは自明の理でございます。このような高い席からではございますが、未熟な私を何とぞよろしく御指導、御支援くださいますよう心からお願いを申しあげまして、簡素ながら私の御挨拶とさせていただきます。このたびは、まことにありがとうございました。

(拍手)

○議長(安永 友行君) それでは、御両名に御挨拶をいただきました。

石井教育長におかれましては、懸案事項山積の中、御苦労も多かったと思います。行政から離られることは残念ではございますが、今後、いろいろな側面から吉賀町発展のため御尽力、御協力をいただければと思います。大変お疲れさまでございました。

また、青木新教育長におかれましては、これまでの行政経験を生かして、吉賀町の教育行政発展のため頑張っていたいただきたいと思います。

○議長(安永 友行君) 以上で、本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。初めての試みで長丁場となりましたが、大変御苦労さまでございました。これで会議を閉じます。

平成27年第3回吉賀町議会定例会を閉会します。御苦勞でございました。

午後1時38分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

副 議 長

署名議員

署名議員